

# 令和元年度 市川市国民保護協議会 会議録

日 時：令和元年6月3日（月）

10時00分～10時45分

場 所：仮本庁舎4階 第1,2委員会室

<p>司 会 (染谷主幹)</p>	<p>それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。 本日はお忙しい中、関係機関の皆様にお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。 本日、司会進行を努めさせて頂きます、市川市危機管理課の染谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。 それでは、まず、会議に先立ちまして、村越市川市長より、ご挨拶申し上げます。</p>
<p>村越市長</p>	<p>皆様、おはようございます。市長を拝命させて頂いております、村越祐民です。本日はご多忙の折に、市川市国民保護協議会の委員の皆様にお集まり頂きまして、大変ありがとうございます。 この国民保護協議会は、市川市国民保護計画を平成19年2月に策定して以来、10年以上経ちまして2回目の開催となります。 国民保護計画は、今回、国が大幅に基本指針を変更しました。それにあわせて、東京オリンピック等々国際的イベントが首都圏で行われる中で、本市としましても、市民を守るための計画の変更が必要となります。 本日は皆様にお集まり頂き、本市の新しい国民保護計画をご審議頂きます。 本日はこの後、防災会議もあり長丁場になりますが、各関係機関のご協力があるてはじめて、市民の皆様が安全・安心の生活がおくれるものです。 何卒、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせて頂きます。右上に資料番号が記載しております。 ・資料1) 令和元年度 市川市国民保護協議会次第 ・資料2) 令和元年度 市川市国民保護協議会委員名簿 ・資料3) 市川市国民保護計画の見直しについて【概要】 ・資料4) 新旧対照表 ・資料5) 市川市国民保護計画の変更案 ・資料6) 市川市国民保護協議会条例 以上となります。資料の足りない方は、事務局よりお持ちしますので、挙手をお願いいたします。  続きまして、委員の方々を紹介いたします。 恐れ入りますが、私の方からお名前をお呼びいたしますので、お座りのままで結構ですので、ご一礼頂きますようお願いいたします。</p>

<p>司 会</p>	<p>(読み上げ)</p> <p>委員の皆様のご紹介は以上でございます。</p> <p>なお、本日の協議会につきましては、今後の会議運営の参考とするため、記録させていただきますので、委員の皆様にはご承知おき頂きますようお願いいたします。</p> <p>本日の会議は半数以上の委員の方にご出席をいただいておりますので、市川市国民保護協議会条例第4条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本会議は、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条の規定により公開となりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>司 会</p>	<p>なお、本会議におきましては、傍聴者の方は、おりませんことをご報告いたします。</p> <p>それでは、本会議の議長でございますが、市川市国民保護協議会条例 第4条 第1項に基づき、会長である村越市長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (村越市長)</p>	<p>それでは、次第に則って会議を進めます。</p> <p>これより、令和元年度 市川市国民保護協議会を開会します。</p> <p>最初に、報告です。ここ数年、我が国を取り巻く状況は大変厳しくなっていることから、近年の国防情勢をご報告頂くため、防衛省自衛隊千葉地方協力本部長をお招きしています。</p> <p>「近年の国防情勢」について、ご報告、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>本部長</p>	<p>(非公開)</p>
<p>議 長 (市長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>一層厳しくなっている安全保障環境を念頭におきながら、本市の国民保護計画の議論をしなくてはならないと思いました。</p> <p>引き続き議題に入ります。</p> <p>議案第1号の「市川市国民保護計画の見直しについて」です。</p> <p>このたびの見直しは、基礎自治体の責務として、万が一の事態に対し、市民にいち早く正確な情報をお伝えすることで、より安全な行動を促すことが主目的となっています。</p> <p>詳細につきまして、事務局からご説明します。</p>
<p>平賀 副参事</p>	<p>【映写】市川市国民保護計画の見直しについて 危機管理課の平賀です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案第1号「国民保護計画の見直し」について説明します。</p> <p>市川市国民保護計画は、地震・台風等に対する防災と違いまして、悪意のある相手によって引き起こされる、武力攻撃事態やこれに準ずるテロなどの</p>

<p>平賀 副参事</p>	<p>緊急対処事態に対して、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画です。</p> <p>武力攻撃事態とは、大部隊が海上から上陸し侵攻する着上陸侵攻、隠密裏に潜入して行うゲリラ・特殊部隊の攻撃、航空攻撃、ミサイル攻撃とされています。</p> <p>緊急対処事態とは、武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷するようなテロ等で、石油コンビナートや大規模集客施設が狙われ易いとされています。</p> <p>計画策定までの経緯ですが、平成元年に冷戦が崩壊し、アメリカやソ連の影響が小さくなり、核兵器などの大量破壊兵器や弾道ミサイルを保有する国家が増え、国際テロ組織の活動も活発化、日本への脅威も増大しました。</p> <p>国としましては、平成15年、事態対処法、平成16年、国民保護法、平成17年、国民保護に関する基本指針を策定し、平成18年には千葉県が国民保護計画を策定しました。</p> <p>市としては、これを受けまして、平成19年に市川市国民保護計画を策定しました。全国的には、今年4月1日現在で2つの市町村を除き作成が完了しています。</p> <p>国民保護における、国、都道府県、市町村の役割がこの計画に定められています。例えば避難においては、国、都道府県の警報の発令・通知に対し、市町村が住民に対し警報や避難指示を伝達し避難誘導を行うような役割が定められています。</p> <p>また、救援の主体は、都道府県が行い、市町村は協力する役割となっております。このように、国、都道府県、市町村が一体となって行動するものになっています。</p> <p>次に、国民保護計画を変更することになった背景です。</p> <p>まず、武力攻撃事態のうち特にミサイルの脅威が深刻化したことが挙げられます。北朝鮮は核や弾道ミサイル開発を加速させ、その多くのミサイルの射程内に日本が含まれています。</p> <p>平成29年8月には、ミサイルが北海道の渡島半島及び襟裳岬の上空を通過し、Jアラートが発動しました。北朝鮮からのミサイルは、発射から10分もしないうちに日本に落下するとされています。従いまして迅速な避難が必要です。</p> <p>2点目としては、平成29年から国の指針やこれに伴う県の計画変更を受けまして、本市計画も変更するものです。</p> <p>その主な変更内容ですが、まず訓練の実施です。特にミサイル攻撃では、その爆風や破片から身を守るための避難が重要です、また、そのほかの武力攻撃対処など様々な想定で、実際の資機材を使用して実践的な訓練を行うよう努めることとなりました。</p> <p>国民保護訓練につきましては、これまでも県との共同訓練を行っていますが、事態発生時には国や県や市が一体となって協力するというものですので、今後も県との共同訓練を検討します。</p> <p>次に、避難施設の指定についてです。避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、県が行う避難施設の指定に協力するとともに、避難施設の収容人員、構造等を記載することとしています。収容人数や構造等に</p>
-------------------	--

<p>平賀 副参事</p>	<p>については、既に市として把握しています。県への協力については、学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定することや、爆風等からの直接の被害を軽減するため、堅ろうな建築物を指定することなど、留意事項を記載しています。</p> <p>次に、弾道ミサイル発射時の情報伝達です。弾道ミサイル発射時、市民には、全国瞬時警報システム、Jアラートによる情報の伝達があります。その際の避難行動等について、日頃から周知することを記載しています。</p> <p>市としては、市公式Webサイトにおいて国民保護のページを作成し、Jアラートの音も確認できるようにして周知に努めています。</p> <p>(Jアラート音を流す) これがJアラートの音です。</p> <p>弾道ミサイル落下時の行動につきましては、画面の内閣官房国民保護ポータルサイトのパンフレットが市公式Webサイトから確認できるようにしています。当該ページにおいて、速やかな避難行動が重要であり、爆風や破片に対しどのような避難を行う必要があるかということが示されています。</p> <p>次に、今後の予定についてです。本協議会で承認がいただけましたら、9月の市議会に報告します。その後、議会終了後に計画を公表する予定です。</p> <p>以上で、市川市国民保護計画の見直しについて、説明を終わります。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (市長)</p>	<p>この説明に対し、何かご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。もしなければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「市川市国民保護計画の見直しについて」、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (市長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。</p> <p>ご審議頂き、ありがとうございました。</p> <p>議題はこの1号のみですので、議題を終了します。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度市川市国民保護協議会を閉会します。</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>進行を事務局にお返します。</p>
<p>司 会</p>	<p>議長、ありがとうございました。</p> <p>最後に、今後の予定についてご連絡します。</p> <p>本日、ご審議頂いた本計画については、市川市議会9月定例会への報告が終了後、市公式Webサイトにて公表します。各委員の皆様へは、改訂した国民保護計画を発送しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はお忙しい中、ありがとうございました</p> <p style="text-align: right;">以上</p>